

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

[別紙](#)に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和6年5月22日

名古屋法務局津島支局 登記官 大川 幸生

記

意見又は資料の提出先

- 1 津島支局
- 2 名古屋市中区三の丸二丁目2番1号
名古屋法務局不動産登記部門 地図整備室